

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税の収納管理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久山町は、地方税の収納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税の収納管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

福岡県久山町長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の収納管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、収納情報の管理、消込、過誤納の処理、統計出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・収納状況の照会 ・納付書等の返戻 ・口座情報の管理、異動、照会
③システムの名称	・Acrocity(住民情報_総合収納管理) ・Acrocity標準仕様対応版(住民情報_総合収納管理) ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) ・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
・調定収納情報ファイル ・宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の24,25,44,85,100項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16,17,24,46,50条並びに地方税法等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番1,48、49、69、71、115、117、132

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・名称:久山町役場 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・名称:久山町役場 税務課 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取得した際は真正性の確認を行い、申請者からマイナンバーが得られない場合に行う。住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。さらに破棄する場合は廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・総合収納管理システム ・中間サーバー	・Acrocity(住民情報_総合収納管理) ・Acrocity標準仕様対応版(住民情報_総合収納管理) ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバー) ・中間サーバ	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の16,17,30,59,68項並びに地方税法等	番号法第9条第1項、別表第一の24,25,44,85,100項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16,17,24,46,50条並びに地方税法等	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の1,27,28,29,42,44,45,46,80,82,94,95の項並びに地方税法等	番号法第19条8号、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番1,48、49、69、71、115、117、132	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	税務課長名	税務課長	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	税務課	・名称:久山町役場 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	税務課	・名称:久山町役場 税務課 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111	事後	
令和7年10月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計算か	平成31年3月31日時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計算か	平成31年3月31日時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年10月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠		特定個人情報を取得した際は真正性の確認を行い、申請者からマイナンバーが得られない場合に行う。 住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。さらに破棄する場合は廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年10月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	
令和7年10月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和7年10月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断根拠		対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書においても必要な項目のみ記載している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	